

解体工事業登録申請の手引き

令和 7 年 4 月

栃木県県土整備部監理課

目 次

1	解体工事業の登録制度について -----	1
2	登録の要件 -----	2
3	登録申請について -----	4
4	登録後に必要な手続き -----	6
5	記載例と記載要領 -----	8
6	標識の掲示 -----	2 4
7	帳簿について -----	2 4

1 解体工事業の登録制度について

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の規定により、平成 13 年 5 月 30 日から、解体工事業を営もうとする者は、元請・下請の別にかかわらず、業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けることが必要となりました。

ただし、500 万円以上の解体工事（建築一式工事にあつては 1,500 万円以上かつ延べ面積 150 m²以上の木造住宅工事）を請け負おうとする場合は、建設業法に基づく許可が必要です。

注）建設業法の土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれかの許可を受けている場合は、登録不要です。

(1) 登録行政庁

解体工事業の登録は、営業所を置かない都道府県であっても、その区域で解体工事を行う場合には、その区域を管轄する全ての都道府県知事の登録を受けることが必要です。

(例)

解体工事業を営む区域	登 録 先
栃木県内のみ	栃木県知事
栃木県、A 県、B 県	栃木県知事、A 県知事、B 県知事

(2) 登録の有効期間

解体工事業の登録の有効期間は 5 年間です。5 年ごとに登録の更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失うことになりますので、注意してください。

なお、登録を更新するには、現に受けている登録の有効期間が満了する日の 30 日前までに更新の申請をすることが必要です。

また、解体工事業の登録を受けた者が、建設業法の「土木工事業、建築工事業、解体工事業」のいずれかの許可を受けたときは、本登録制度の対象外となるため、解体工事業の登録はその効力を失うことになります。したがって、登録業者が建設業の許可を受けた場合は、国土交通省令により、その旨を都道府県知事に通知しなければならないこととされています（栃木県知事への通知については、7 ページ「登録の抹消について」を参照のこと。）。

(3) 登録審査手数料

登録申請の際は、次の区分に従って登録審査手数料を納入してください。

申請区分	登録審査手数料	納 入 方 法
新 規	33,000円	○栃木県収入証紙 ※収入証紙（消込はしない）を登録申請書（別記様式第1号）の所定欄に貼付 ※「栃木県収入証紙」の購入先 …栃木県庁内及び地方総合庁舎の生協売店等 （詳しくは、栃木県会計管理課のHPにてご確認ください。）
更 新	26,000円	○POSレジによるキャッシュレス決済 ※決済時に出力されるレシートをA4用紙に貼付し、申請書と併せて提出

2 登録の要件

(1) 3ページの基準を満たす技術管理者（登録申請者が選任している解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者）を選任していること。

(2) 次の事項に該当していないこと。

① 申請書もしくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があること又は重要な事実の記載が欠けていること

② 建設リサイクル法第24条第1項に規定されている欠格要件

ア 解体工事業の登録を取り消された日から2年を経過していない

イ 解体工事業の業務停止を命ぜられ、その停止期間が経過していない

ウ 解体工事業の登録を取り消された法人において、その処分の日の前30日以内に役員であった者で、その処分の日から2年を経過していない

エ 建設リサイクル法に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない

オ 暴力団員である者及び暴力団員でなくなった日から5年を経過していない

カ 解体工事業者が未成年者で法定代理人を立てている場合、その法定代理人（法定代理人が法人である場合はその役員も含む）が上記ア～オのいずれかに該当

キ 解体工事業者が法人の場合で、その役員のうちに上記ア～オのいずれかに該当

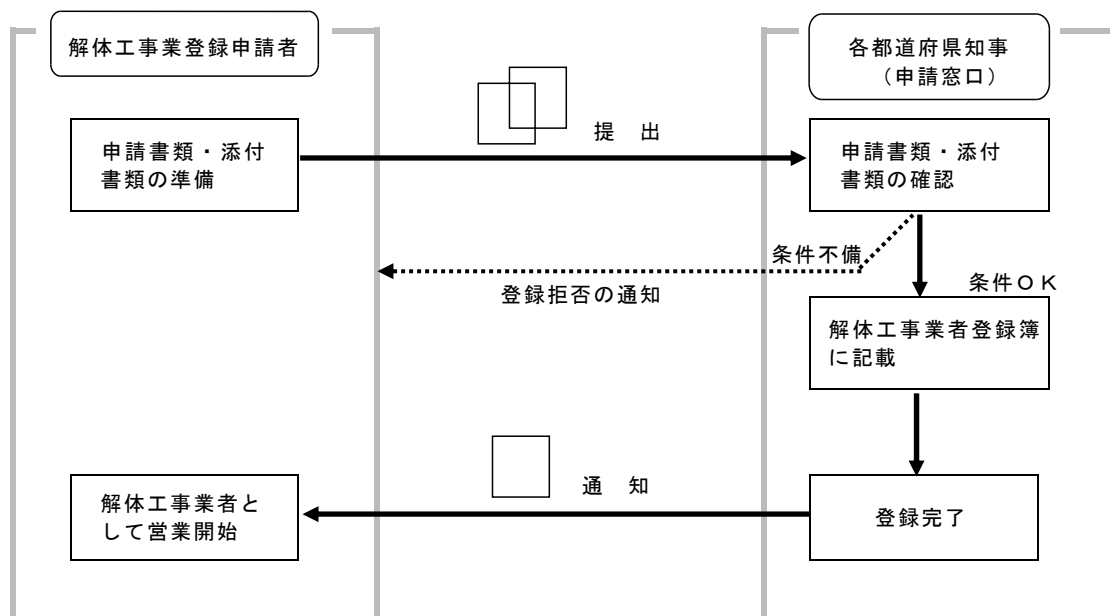
ク 技術管理者を選任していない

ケ 暴力団員等がその事業活動を支配している

技術管理者の基準		備 考
(1) 在学中に国土交通大臣が定める学科を修めた者		※国土交通大臣が定める学科 →・土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む） ・建築学 ・都市工学 ・衛生工学 ・交通工学
①	高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む）、中等教育学校を卒業後、解体工事に <u>関し4年以上の実務経験を有する者</u>	
②	大学（旧大学令による大学を含む）、高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）を卒業後、解体工事に <u>関し2年以上の実務経験を有する者</u>	
(2) 解体工事に <u>関し、8年以上の実務経験を有する者</u>		
(3) 在学中に国土交通大臣が定める学科を修めた者で、国土交通大臣が実施する講習又は国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者		※国土交通大臣の登録を受けた講習 →（公社）全国解体工事業団体連合会が実施する「解体工事施工技術講習」又は（株）日本解体工事技術協会が実施する「建設リサイクル施工技術者講習」が該当 ※国土交通大臣が定める学科 →上記(1)備考に同じ
①	高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む）、中等教育学校を卒業後、解体工事に <u>関し3年以上の実務経験を有する者</u>	
②	大学（旧大学令による大学を含む）、高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）を卒業後、解体工事に <u>関し1年以上の実務経験を有する者</u>	
(4) 解体工事に <u>関し、国土交通大臣が実施する講習又は国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者で、7年以上の実務経験を有する者</u>		
(5) 建設業法による次の技術検定種目に合格した者		（公社）全国解体工事業団体連合会が実施する「解体工事施工技術講習」又は（株）日本解体工事技術協会が実施する「建設リサイクル施工技術者講習」が該当
①	1級又は2級の建設機械施工技士（2級は種別を「第1種」又は「第2種」とするものに限る）	
②	1級又は2級の土木施工管理技士（2級は種別を「土木」とするものに限る）	
③	1級又は2級の建築施工管理技士（2級は種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る）	
(6) 建築士法による1級又は2級建築士の免許を受けた者		
(7) 職業能力開発促進法による次の技能検定職種に合格した者		
①	1級のとび・とび工の検定職種に合格した者	
②	2級のとび・とび工の検定職種に合格した後、解体工事に <u>関し1年以上の実務経験を有する者</u>	
(8) 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者		
(9) 国土交通大臣の登録を受けた試験に合格した者		（公社）全国解体工事業団体連合会が実施する「解体工事施工技士試験」又は（株）日本解体工事技術協会が実施する「建設リサイクル施工技士試験」が該当
(10) 国土交通大臣が上記(1)～(9)と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者		

3 登録申請について

(1) 登録申請の流れ



(2) 申請書と添付書類について

5 ページの登録申請書類及び添付書類一覧に掲げた書類を提出してください。

申請手数料の収入証紙を様式第 1 号の所定の欄に必ず貼り付けてから、書類を提出してください。

P O S レジを利用した場合は、レシートを A 4 用紙に貼り付けて提出してください。

なお、更新の際の申請書類等は新規の場合と同じです。更新の際は、現に受けている登録の有効期間が満了する日の30 日前までに、申請を行ってください。

(3) 申請書様式について

「栃木県電子申請システム」からダウンロードすることができます。

なお、上記電子申請システムのご利用ができない場合は、県土整備部監理課（建設業担当）又は最寄りの土木事務所（総務課）で入手できますので、お問い合わせください。

(4) 提出部数等について

登録申請書等の提出部数は、正本 1 通・副本（正本の写し） 1 通です。

なお、手書きの場合は、黒又は青のボールペンを用いて明瞭に記入してください。

(5) 受付方法等について

① 受付方法 持参又は郵送で受け付けます。

② 提出先 〒320-8501

栃木県宇都宮市埴田 1-1-20

栃木県県土整備部監理課建設業担当 あて

(6) 登録申請書類及び添付書類一覧

様式種別	提出書類名	法人	個人	備考
別記様式第 1 号	解体工事業登録申請書	◎	◎	収入証紙を所定の欄に必ず貼付すること。
別記様式第 2 号	誓約書	◎	◎	法人：代表者 個人：事業主（登録申請者が未成年者の場合は法定代理人も含む）
別記様式第 3 号	実務経験証明書 （技術管理者になる者で 実務経験が必要な者）	○	○	【実務経験の必要年数】 ・国土交通大臣が定める学科を修め、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者－４年以上 （登録講習を受けた者－３年以上） ・国土交通大臣が定める学科を修め、大学若しくは高等専門学校を卒業した者－２年以上 （登録講習を受けた者－１年以上） ・実務経験のみの者－８年以上 （登録講習を受けた者－７年以上）
———	卒業証明書	○	○	・在学中に国土交通大臣が定める学科を修めて卒業した者
———	その他の資格証明書等	○	○	【必要証明書等】 技術管理者基準〔３ページの(3)～(9)に該当する者〕 ・(3)及び(4)の登録講習を受けた者－修了証の写し ・(5)の検定種目に合格した者－合格証明書の写し ・(6)の免許を受けた者－免許証の写し ・(7)の検定職種に合格した者－合格証書の写し ・(8)の試験に合格した者－登録証の写し ・(9)の試験に合格した者－合格証明書等の写し
別記様式第 4 号	登録申請者（法人の役員、 本人、法定代理人、法定代理人の役員）の調書	◎	◎	法人：法人、役員全員 個人：事業主 ※登録申請者が未成年者の場合は法定代理人も含む。（法定代理人が法人である場合はその役員も含む）
———	登記事項証明書	◎	○	※個人事業主（未成年者である場合に限る）の法定代理人が法人である場合は必要
	返信用封筒	◎	◎	レターパック又は簡易書留分の料金の切手を貼り付けた封筒（送付先を記入すること）

◎…添付が必須のもの

○…必要に応じて添付するもの

（注１）法人・個人において選任される「技術管理者」、及び個人の場合は「事業主」、法人の場合は「役員全員」（登録申請者が未成年者の場合は法定代理人も含む）について、住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報の利用ができない場合は、別途、住民票の抄本（※）又はこれに代わる書面の提出が必要となります。

※住民票は個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの。記載されているものは受け付けられません。

（注２）登記事項証明書、住民票の抄本（又はこれに代わる書面）は、発行から３ヶ月以内のものを添付してください。

4 登録後に必要な手続き

(1) 登録事項の変更について

解体工事業の登録有効期間（５年間）内に、以下の登録事項に変更があったときは、変更があった日から３０日以内に、別記様式第６号により変更の届出をしなければなりません。

届 出 事 項	添付の可否		添 付 書 類
	法人	個人	
商号、名称又は氏名及び住所の変更	○	×	・ 登記事項証明書
営業所の名称及び所在地の変更	○	×	・ 登記事項証明書 (商業登記の変更を必要とする場合のみ)
法人の役員の変更 (就任・退任・解任など)	○	×	・ 登記事項証明書 ・ 新たに役員となる者については次の書類 ① その者が２ページの「登録の要件」中の欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面 (別記様式第２号) ② 調書(別記様式第４号)
法定代理人の氏名及び住所の変更	×	○	・ 新たに法定代理人となる者については次の書類 ① その者が２ページの「登録の要件」中の欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面 (別記様式第２号) ② 調書(別記様式第４号)
技術管理者の変更	○	○	・ 新たに選任された技術管理者が３ページの技術管理者の基準に適合していることを証明する書面

(注１) 次に掲げる者について、住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報の利用ができない場合は、別途、住民票の抄本又はこれに代わる書面の提出が必要となります。

※住民票は個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの。記載されているものは受け付けられません。

- ① 個人において、住所・氏名等に変更があった者
- ② 新たに役員となる者
- ③ 新たに法定代理人となる者
- ④ 新たに選任された技術管理者

(注２) 登記事項証明書、住民票の抄本（又はこれに代わる書面）は、発行から３ヶ月以内のものを添付してください。

(注３) 副本を返送するための返信用封筒を同封してください。（詳細はＰ５を参照してください。）

(2) 廃業等の届出について

登録解体工事業者は、次のいずれかに該当することとなった場合、その日から30日以内に、要綱の別記様式第4号により届出をしなければなりません。

	廃業等の事由	届出者
①	個人の解体工事業者が死亡した場合	相続人
②	法人が合併により消滅した場合	代表する役員であった者
③	法人が破産により解散した場合	破産管財人
④	法人が②、③以外の理由で解散した場合	清算人
⑤	登録を受けている都道府県の区域内における解体工事業を廃業した場合	解体工事業者であった個人又は法人を代表する役員

(3) 登録の抹消について

解体工事業者は、次のいずれかに該当し、登録がその効力を失った場合、又は登録を取り消された場合は、登録を受けている都道府県知事によって、解体工事業者の登録が抹消されます。

なお、解体工事業者が、建設業法に定める業種のうち、土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれかの建設業許可を取得した場合、解体工事業者は要綱の別記様式第1号により、その旨を都道府県知事に通知しなければなりません。

	抹消事由
①	都道府県知事によって解体工事業の登録が取り消された場合
②	解体工事業の登録の更新を行わずに登録有効期間の5年を経過した場合
③	建設業法に定める業種のうち、土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれかの建設業許可を取得した場合
④	解体工事業者が廃業の届出を行った場合

5 記載例と記載要領

表面 別記様式第1号(第3条関係)

(A4)

解体工事業登録申請書				証紙はり付け欄 (消印してはならない。)	
登録の種類	新規・更新	※登録番号			
		※登録年月日	年	月	日
この申請書により、解体工事業の登録の申請をします。					
令和7年 4月 1日					
申請者 栃木一建設株式会社 代表取締役 栃木 一郎					
栃木県 知事 福田 富一 殿					
フリガナ 商号、名称又は氏名	トチギイチケンセツ 栃 木 一 建 設 株 式 会 社				
住 所	郵便番号(〇〇〇-●●●●) 宇都宮市塙田□-□-□ 電話番号(028) 〇〇〇-〇〇〇〇				
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	トチギ イチロウ 栃 木 一 郎				
法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。)を含む。)の氏名及び役名等					
フリガナ 氏 名	役名等(常勤・非常勤)	フリガナ 氏 名	役名等(常勤・非常勤)		
トチギ イチロウ 栃 木 一 郎 トチギ ジロウ 栃 木 次 郎 トチギ ハナコ 栃 木 花 子 カイトイ タロウ 解 体 太 郎	代表取締役(常勤) 取締役専務(常勤) 取締役常務(常勤) 取締役(常勤)				
申請時において既に受けている登録					

裏面

法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名		ブンベツ カンゾウ 分 別 寛 三		
営業所の名称及び所在地				
フリガナ 名 称		所 在 地 郵便番号（ — ） 電話番号（ ） —		
ホ ン シ ャ 本 社 ○○エイギョウショ ○ ○ 営 業 所		宇都宮市塙田□—□—□ 郵便番号 （○○○—●●●●●） 電話番号 （028）○○○—○○○○ ○○市○○町△—△ 郵便番号 （×××—××××） 電話番号 （××××）—××—××××		
未成年者 である場 合の法定 代理人	法定代 理人が 個人で ある場 合	フリガナ 氏 名		
		住 所	郵便番号（ — ） 電話番号（ ） —	
	法定代 理人が 法人で ある場 合	フリガナ 商号又は名称		
		住 所	郵便番号（ — ） 電話番号（ ） —	
		フリガナ 役 員 の 氏 名		役名等（常勤・非常勤）
他の都道府県知事の登録状況				
登 録 番 号		登 録 番 号		
○○県知事 （登 7）第345号				

備 考

- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

○別記様式第 1 号記載要領

【表面】

- 1 「証紙はり付け欄」には、次の区分に従って証紙を貼付してください。
 - (1) 新規申請 → 33,000 円の登録審査手数料を栃木県収入証紙で納入する。
 - (2) 更新申請 → 26,000 円の登録審査手数料を栃木県収入証紙で納入する。
- 2 「申請者」の欄には、申請書を提出する年月日と申請者（法人の場合は会社名とその代表者）の氏名を記入してください。
- 3 知事 殿の欄には、「栃木県」及び「知事名」を記入してください。
- 4 「商号、名称又は氏名」の欄には、申請者が法人である場合は法人名を、申請者が個人である場合は本人の氏名を記入し、カタカナで振り仮名をつけます。
- 5 「住所」の欄には、法人の場合は主たる営業所（本社、本店等）の所在地を、個人の場合は本人の住所を記入し、カタカナで振り仮名をつけます。
- 6 「法人である場合の役員」には、監査役は含めないものとします。
- 7 「申請時において既に受けている登録」の欄は、更新の申請の際に、当該都道府県知事において既に受けている従前の解体業の登録について記載します。

【裏面】

- 8 「法第 31 条に規定する者（技術管理者）の氏名」の欄には、選任した技術管理者の氏名を記入し、カタカナで振り仮名をつけます。
- 9 「他の都道府県知事の登録状況」の欄には、登録申請時に栃木県以外で既に解体工事業の登録を受けている場合に、その登録番号を記入します。
- 10 その他、備考に記載されている事項に留意してください。

誓 約 書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第1項各号に
該当しない者であることを誓約します。

令和7年 4月 1日

申請者

栃木一建設株式会社
代表取締役 栃木 一郎

栃木県知事 福田 富一 殿

○別記様式第2号記載要領

- 1 この様式は、解体工事業の登録を申請するに当たり、登録申請者、その役員及び法定代理人（法定代理人が法人である場合は、当該法人及びその役員）が、2ページの「登録の要件」中の欠格要件に該当していないことを誓約する書面です。
- 2 誓約書には、提出する年月日と申請者（法人の場合は会社名とその代表者）の氏名を記入します。申請者は法人の場合はその代表者（代表取締役、役員、理事長など）であり、個人の場合は本人になります。
- 3 申請者が未成年者である場合は、申請者の下に法定代理人の氏名を記入します。
- 4 _____ 知事 _____ 殿 の欄には、「栃木県」及び「知事名」を記入します。

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、解体工事に関し、下記のとおり実務経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 7 年 4 月 1 日
 栃木一建設株式会社
 代表取締役 栃木 一郎

証明者

技術管理者の氏名 使用者の商号 又は名称	分 別 寛 三		生年月日	昭和60年7月20日	使用された期間	平成20年 4月 から 令和2年 4月 まで
	栃 木 一 建 設 株 式 会 社					
職 名	実 務 経 験 の 内 容					実務経験年数
工 事 主 任	「◎◎邸解体工事」木造建築物の解体			他〇〇件		平成24年1月から平成24年12月まで
//	「△△ビル解体工事」SRC構造物の解体			他〇〇件		平成25年1月から平成25年12月まで
//	「□□工場解体工事」鉄骨構造物の解体			他〇〇件		平成26年1月から平成26年12月まで
工 事 係 長	「△△ビル解体工事」SRC構造物の解体			他〇〇件		平成27年1月から平成27年12月まで
//	「◎◎邸解体工事」木造建築物の解体			他〇〇件		平成28年1月から平成28年12月まで
//	「◎◎邸解体工事」木造建築物の解体			他〇〇件		平成29年1月から平成29年12月まで
工 事 課 長	「△△ビル解体工事」SRC構造物の解体			他〇〇件		平成30年1月から平成30年12月まで
//	「■ビル解体工事」SRC構造物の解体			他〇〇件		平成31年1月から令和元年12月まで
//	「□□工場解体工事」鉄骨構造物の解体			他〇〇件		令和2年1月から令和2年4月まで
使用者の証明を得ることができない場合	その理由	合計 満 8 年 1 月			社 員	
		証明者と被証明者との関係				

記載要領

- 1 この証明書は、被証明者 1 人について、証明者別に作成すること。
- 2 「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。

○別記様式第3号記載要領

- 1 「実務経験」とは、解体工事に関する技術上の経験を言います。つまり、解体工事の施工を指揮、監督した経験、実際に解体工事の施工に携わった経験のことです。

また、解体工事に関する技術を習得するための見習いにおける技術的経験も含みます。

ただし、解体工事現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は、実務の経験とはなりません。実務経験の必要年数は、3ページの技術管理者の基準を参照してください。

- 2 「証明者」は、原則として技術管理者の使用となります。使用者の証明を得ることができない理由がある時は、「使用者の証明を得ることができない場合」の欄にその理由を記入し、証明とすることができます。

(例) ① 事業主経験のみの場合…自営のため

② 使用者が倒産等のため証明が得られない場合…倒産により使用者行方不明のため

- 3 「使用者の商号又は名称」の欄には、証明を得ようとする技術管理者が実務の経験を得たときに使用されていた者の商号又は名称を記入します。

- 4 「使用された期間」の欄には「使用者の商号又は名称」の欄に記載した使用者に雇用されていた全ての期間を記入します。

- 5 「職名」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載した解体工事に関する実務の経験を得たときの職名を記入します。

- 6 「実務経験の内容」の欄には、「職名」の欄に記入した職に従事した期間内において、解体工事に携わった実務の経験を、工事名や構造等を含めて具体的に記入します。

- 7 「実務経験年数」の欄には、「職名」の欄に記入した職に従事した期間内において、解体工事に携わった期間を記入します。また、これらの期間を合計した年月数を「合計」の欄に記入します。

- 8 「証明者と被証明者との関係」の欄には、証明者の立場から見た技術管理者との関係を記入します。

【法人の場合の「本人」の記入例】

別記様式第4号（第4条関係）

（A4）

登録申請者
の調書
法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員

現住所	郵便番号 (000-●●●●) 宇都宮市埴田 □ - □ - □			電話番号 (028) 000-0000	
フリガナ 商号、名称又は氏名	トチギイチケンセツ 栃木一建設株式会社		生年月日		
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容			
罰		なし			
上記のとおり相違ありません。					
令和7 年 4 月 1 日 栃木一建設株式会社 氏 名 代 表 取 締 役 栃 木 一 郎					

備考

- 1 (法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員) については、不要のものを消すこと。
- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

【法人の場合の「法人の役員」の記入例】

別記様式第 4 号（第 4 条関係）

（A 4）

登録申請者
 法人の役員
~~本 人~~
~~法 定 代 理 人~~
~~法定代理人の役員~~
 の調書

現住所		郵便番号 (〇〇〇-●●●●)		電話番号 (028) 〇〇〇-〇〇〇〇	
宇都宮市埴田 □ - □ - □					
フリガナ 商号、名称又は氏名	トチギ 栃 木	イチロウ 一 郎	生年月日	昭 和 4 1 年 5 月 1 日	
年 月 日	賞 罰 の 内 容				
	な し				
賞					
罰					
上記のとおり相違ありません。					
令和 7 年 4 月 1 日					
氏 名 栃 木 一 郎					

備考

- 1 法人の役員
 本 人
 法定代理人
 法定代理人の役員
 については、不要のものを消すこと。
- 2 総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

○別記様式第4号記載要領

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人としての「本人」の調書と「法人の役員」の調書を作成します。「法人の役員」の調書は、解体工事業登録申請書の「役員の氏名及び役名」の欄に記入した役員全員について作成します。

また、登録申請者が個人である場合には、申請者本人（法定代理人、法定代理人が法人の場合は当該法人及びその役員を含む）の調書を作成します。

- 2 「賞罰」の欄には、解体工事業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記入します。該当がない場合には、空欄にせず、「なし」と記入します。

- 3 様式の最下段の氏名は、法人の場合の「本人」の時は代表者の職名と氏名を、法人の場合の「法人の役員」又は個人の場合の「本人」の時は、それぞれ調書を記そうとする者の氏名を記入します。

解体工事業登録事項変更届出書 この届出書により、次のとおり変更の届出をします。 令和7年4月1日 栃木一建設株式会社 届出者 代表取締役 栃木 一郎 栃木県 知事 福田 富一 殿			
フリガナ 商号、名称又は氏名	トチギイチケンセツ 栃 木 一 建 設 株 式 会 社		
住 所	郵便番号（〇〇〇－●●●●） 宇都宮市塙田□ - □ - □ 電話番号（028）〇〇〇－〇〇〇〇		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	トチギ イチロウ 栃 木 一 郎		
登録番号	栃木県知事（登〇〇）第△△△号		
登録年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
役 員 の 変 更	トチギ ジロウ 栃 木 次 郎 （退任）	トチギ サブロウ 栃 木 三 郎 （就任）	令和6年12月×日

○別記様式第 6 号記載要領

- 1 解体工事業者として登録を受けた後、登録事項に変更が生じた場合は、この様式により、変更があった日から 30 日以内に届出を行います。

なお、変更があった事項に応じた書面を添付する必要がありますので、手引きの 6 ページを参照してください。

- 2 「変更前」及び「変更後」の欄には、変更に係る部分を対比させて記入します。
- 3 「変更年月日」の欄には、変更があった実際の日付を記入します。

令和 7年 4月 1日

栃木県知事 福田 富一 様

住 所 宇都宮市塙田口 - 口 - 口
商号又は名称 栃木一建設株式会社
代表者氏名 代表取締役 栃木一郎 印

建設業の許可に係る解体工事業の抹消について

登録番号 栃木県知事（登〇〇）第●●号の解体工事業については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第5項の規定により、下記のとおり通知いたします。

記

許可を受けた ~~国土交通大臣~~
建設業の許可番号 〇〇県 知事 許可（般一〇〇）第●●●●●●●号

許可の有効期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和●●年●●月●●日まで

建設業の種類 土木工事業

○要綱の別記様式第 1 号記載要領

- 1 解体工事業者として栃木県知事の登録を受けた者が、建設業の土木工事業、建築工事業、解体工事業いずれかの許可を受けた時は、この様式により栃木県知事あてに速やかに通知をしなければなりません。
- 2 「住所」、「商号又は名称」、「代表者氏名」の欄は、現在、登録を受けている者の該当する事項をそれぞれ記入します。
- 3 通知文中には、現在、栃木県知事から受けている解体工事業の登録番号を必ず記入してください。
- 4 「記」以下の欄には、許可を受けた建設業の内容について、それぞれ記入します。
なお、記入に代えて、許可行政庁から交付された「建設業許可通知書」の写しを添付しても結構です。

解体工事業廃業等届出書

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第27条第1項の規定により、
次のとおり廃業等の届出をします。

令和 7年 4月 1日

栃木一建設株式会社

届出者 代表取締役 栃木 太郎 印

栃木県知事 福田 富一 様

フリガナ 商号、名称又は氏名	トチギイチケンセツ 栃木一建設株式会社
住 所	宇都宮市塙田□ - □ - □
法人にあっては フリガナ 代表者の氏名	トチギ タロウ 栃木 太郎
登 録 番 号	栃木県知事（登〇〇）第×××号
登 録 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

廃業等の事由 ●●●●、●●●●●●●●。

○要綱の別記様式第4号記載要領

- 1 解体工事業の登録を受けている者が、手引きの7ページに記載されたいずれかの事由に該当することとなった場合は、この様式により、30日以内に廃業等の届出をする必要があります。
- 2 届出に当たっては、栃木県知事に登録されていた内容を記入の上、手引きの7ページに記載された届出者が届出を行ってください。
- 3 様式の下段には、届出が必要となった事由について、簡潔に記入してください。
（例）・栃木県内における解体工事業を廃業したため。
・登録を受けた個人が死亡したため。

6 標識の掲示

登録を受けた解体工事業者は、営業所及び解体工事現場のすべてに、下記の標識を必ず掲げなければなりません。

別記様式第7号（第8条関係）

40センチメートル以上		
解体工事業者登録票		35 セ ン チ メ ー ト ル 以 上
商号、名称又は氏名		
法人である場合の 代表者の氏名		
登録番号		
登録年月日	年 月 日	
技術管理者の氏名		

備 考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、解体工事を監理・監督する技術管理者の氏名とし、営業所に掲げる場合にあつては、技術管理者のいずれかの氏名とする。

7 帳簿について

登録を受けた解体工事業者は、請け負った解体工事について、1件ごとに下記の様式により帳簿を作成し、これを営業所に備えておかねばなりません。同時に、帳簿には、解体工事の請負契約書あるいはその写しを添付する必要があります。

この帳簿は、解体工事業者の各事業年度の末日に閉鎖し、その後5年間は保存しておかねばなりません。

なお、帳簿の記載事項や添付される解体工事の契約書の内容等が、必要に応じて紙面に表示できる場合には、フロッピーディスク等の磁気ディスクやCD-ROM等に記録しても構いません。

別記様式第8号（第9条関係）

（A4）

注文者の氏名又は名称	
注文者の住所	郵便番号（ — ） 電話番号（ ） —
施工場所	
着工年月日及び竣工年月日	自 年 月 日 至 年 月 日
工事請負金額	
当該工事に係る 技術管理者の氏名	

この手引きに関する問い合わせ先

栃木県県土整備部監理課建設業担当

〒320－8501

栃木県宇都宮市塙田1－1－20

TEL 028－623－2390

FAX 028－623－2392